

れんげ草



このパンフレットは、交通事故の被害者や
そのご家族の方に

- 交通事故の刑事手続はどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

れんげ草



「れんげ草」には、「あなたと一緒になら苦痛がやわらぐ」「心がやわらぐ」という花言葉があります。

このパンフレットを手にされたあなたの心が少しでもやわらぎ、平穏な生活を取り戻す一助となりますように、そんな願いを込めました。



鳥取県警察

目次

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 交通事故の刑事手続について | 1 |
| 2 | 警察が行っている支援 | 6 |
| 3 | 警察以外の機関による支援や連絡制度 | 8 |
| 4 | 自動車保険などについて | 10 |
| 5 | 援助・救済制度について | 14 |
| 6 | 警察以外の各種相談窓口 | 17 |
| 7 | 警察署・高速道路交通警察隊の所在地等一覧表 | 19 |

刑事手続の流れ

| | |
|------------|----|
| 刑事手続について | 20 |
| 少年事件手続について | 21 |

1 交通事故の刑事手続について

交通事故の原因を明らかにして、関係者の刑事責任を追及し、処罰していく手続のことを刑事手続といいます。

この手続は、次の3つの段階に分けられます。



捜 査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故に遭われた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者やそのご家族の方にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

じつぎょうけんぶん
実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者やそのご家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「**被疑者**」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを**事件送致**と言います。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の**勾留**を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行った後、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「**起訴**」
- 裁判にかけない場合を「**不起訴**」

と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「**公判請求**」
- 書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する「**略式請求**」

とがあります(被疑者は起訴されると「**被告人**」と呼ばれます。)

※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者やそのご家族の方からも事情を聞くことがあります。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問合せください。

公判等

公判^{こうはん}では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者やそのご家族の方には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。

裁判では、被害者やそのご家族の方を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者やそのご家族の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室からビデオモニターを通じて証言すること。

その他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者やそのご家族の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

被害者参加制度

自動車運転死傷処罰法違反等の事件の被害者やそのご家族の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べた

りすることがきます。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者やそのご家族の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

損害賠償命令制度

自動車運転死傷処罰法違反等の事件の被害者やそのご家族の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者やそのご家族の方による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問合せください。

また、少年による事件の被害者やそのご家族の方には、次のような制度があります。

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の関係者のプライバシーに深くかかわるものなどは除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所の調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。

- 自動車運転死傷処罰法違反等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の事件の被害者やそのご家族の方は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問合せください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者やそのご家族の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害に遭われた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問合せください。

2 警察が行っている支援

警察では、交通事故の被害者やそのご家族の方に対する支援と連絡を行う制度があります。

被害者支援担当者制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やそのご家族の方に、警察職員が付き添うなどして、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

交通事故の被害者やそのご家族の方は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、その交通事故を担当した捜査員等が被害者やそのご家族の方に対し、次のような情報について連絡しています。

交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

交通事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者やそのご家族の方の中には、事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

その場合には、担当捜査員等にその旨をお知らせください。

精神的被害への支援

被害者やそのご家族の中には、被害を受けたことで強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできずに悩んでいる方がおられます。

警察では、被害にあわれた方等の精神的被害の回復や軽減を支援するために、精神科医等の医療機関を受診する際のコスト（初診料及び再診料）や、警察が委嘱する被害者支援カウンセラーによるカウンセリングを受ける際のコストを、公費で支出する制度を整備しています。

被害後、このようなことはありませんか？

- 食欲がない、眠れない、体調が崩れる。
- 恐怖・不安を強く感じる、事件のことが頭を離れない。
- 突然に事件の記憶がよみがえる。
- 自分を責めてしまう。
- 誰も自分の気持ちを分かってくれないと思う。

これらは被害に遭われた方の多くに起きる自然な反応です。

心にダメージを受けてお困りの場合は、一人で我慢したり早く立ち直ろうと無理に頑張ったりしないで、ぜひこれらの制度をご利用ください。詳しくは、担当の警察官にお尋ねください。

警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者やそのご家族の方の相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

警察総合相談電話

☎ 0857-27-9110 又は #9110

交通事故に関する相談窓口

- 鳥取県警察本部交通指導課
☎ 0857-23-0110
- 最寄りの警察署交通課



3 警察以外の機関による支援や連絡制度

警察以外の機関で行っている支援制度には次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。



犯罪被害者等支援 シンボルマーク
ギョっとちゃん

公益社団法人とっとり被害者支援センター

とっとり被害者支援センターは、犯罪や事故の被害者やそのご家族、ご遺族をサポートするための機関です。

専門的な研修を受けた相談員及びボランティアの方々が専門家のアドバイスを得ながら、電話相談・面接相談、警察や病院等の各機関や裁判の傍聴の付添い、情報提供やその他の支援活動を通じて、被害者等の方の回復の手助けを行います。

所在地等

■ 公益社団法人とっとり被害者支援センター事務局

鳥取市西町1丁目401番地（鳥取県庁西町分庁舎2階）

☎ 0857-20-0330（FAX兼用）

ホームページ <http://www.t-higaisha.jp/>

■ 西部相談所

米子市東福原1丁目1番地45号（鳥取県西部福祉保健局会議棟）

☎ 0120-38-5088

毎週 月・火・木・金曜日開設 10時～16時（年末年始・祝祭日を除く）

相談専用電話

☎ 0120-43-0874

毎週 月～金曜日 10時～16時（年末年始・祝祭日を除く）

面接相談

面接相談を希望される方は、上の相談専用電話にご連絡ください。

とっとり被害者支援センターは、被害者支援を適切かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、鳥取県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

被害者やそのご家族の多くは、事件や事故のショックにより混乱し、その後の日常生活にも支障が出ることがあります。支援を受けたいと思っても、自ら被害状況を説明することは精神的に大きな負担になります。

被害者やご家族の同意があれば、事件や事故を取り扱った警察から連絡先や被害内容について情報提供を受け、支援活動を始めることができます。

情報提供の手続については、担当の警察官にお尋ねください。

4 自動車保険などについて

交通事故の被害者やそのご家族の方への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

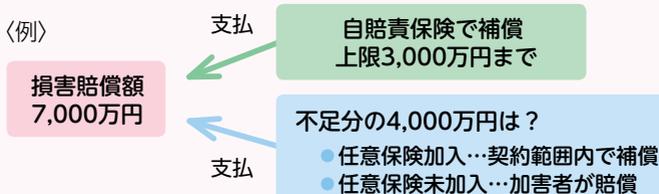
自動車保険には、強制保険と呼ばれている**自賠責保険**（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と**任意保険**（共済を含む。）があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者やそのご家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

| 自賠責保険 | | 加入 | 任意保険 |
|-----------------|-------------------------------|--------|---------------|
| 加入しなければならない（義務） | | 加入 | 任意 |
| 人身損害のみ | | 対象 | 人身損害と物損 |
| 死亡 | 3,000万円 | 支払い限度額 | 保険契約の限度額までの補償 |
| 傷害 | 120万円 | | |
| 後遺障害 | 75万～4,000万円 (1～14の障害等級による) | | |

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自賠責保険

自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

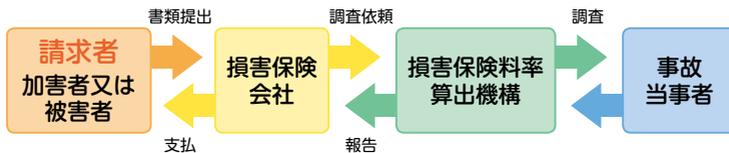
● 被害者請求

被害者やそのご家族の方から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

● 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

保険請求の流れ



仮渡金制度

被害者やそのご家族の方が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問合せください。

請求できる期間

| 請求区分 | いつから | いつまでに |
|-------|---------|-------------|
| 障害 | 治療を終えた日 | 事故発生から3年以内 |
| 後遺障がい | 症状固定日 | 症状固定日から3年以内 |
| 死亡 | 死亡日 | 死亡日から3年以内 |

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

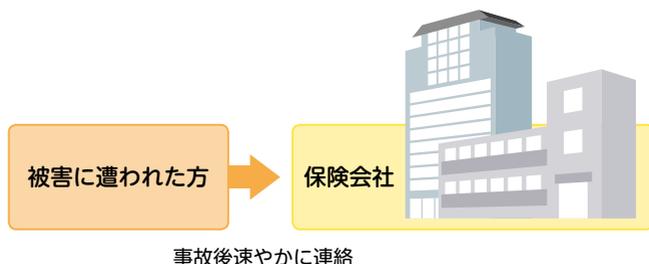
自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表

| 必要書類 | 加害者 請求 | | | 被害者 請求 | | | 仮渡金 | |
|---------------------------|-----------|-----------------------|--------|-----------|-----------------------|--------|--------|--------|
| | 死 亡 | 後 遺 障 が い | 傷 害 | 死 亡 | 後 遺 障 が い | 傷 害 | 死 亡 | 傷 害 |
| 保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 交通事故証明書(人身事故) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 事故発生状況報告書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 医師の診断書または死体検案書(死亡診断書) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 診療報酬明細書 | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | | |
| 通院交通費明細書 | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | |
| 付添看護自認書または看護料領収書 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 休業損害証明書または確定申告書(控え)など | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 加害者の支払を証する領収書 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | |
| 示談書（示談成立の場合） | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 請求者の印鑑証明 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 戸籍謄本 | ◎ | | | ◎ | | | ◎ | |
| 後遺障害診断書 | | ◎ | | | ◎ | | | |
| レントゲン写真等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますので、それぞれ加入している損害保険会社にお問合せください。



自動車損害賠償保障事業

次のような事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償法に基づいて被害者やそのご家族の方の救済を図るため、損害を補てんする制度です。

請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者やそのご家族の方は、加害者本人ほかに、自動車所有者や運送業者等に対しても財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

5 援助・救済制度について

交通事故の被害者やそのご家族の方に対する援助・救済制度には、次のようなものがあります。

官公庁が行うもの

| 名 称 | 内 容 |
|------|--|
| 福祉制度 | <p>交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。</p> <p>また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>詳しくは、県、市町村の福祉相談窓口にお問合せください。</p> |

※ 詳しいことは関係する機関等にお問合せください。

各種援助・救済機関が行うもの

| 名 称 | 内 容 |
|--|---|
| <p>独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所 (略称 NASVA) ☎0857-24-0802</p> <p>交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738 ※9:00~15:00 土・日・祝日、年末年始を除く</p> | <p>中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障がい者の子弟への生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障がいが残った方への介護料給付② 自動車事故により重度後遺障がいが残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成③ 自動車事故による遷延性意識障がい者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営④ 交通遺児又は重度後遺障がい者の子弟への生活資金の貸付⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付 |

| 名 称 | 内 容 |
|---|---|
| <p>(公財) 交通遺児等 育成基金 ☎03-5212-4511</p> <p>フリーダイヤル ☎0120-16-3611</p> | <p>交通事故で父(母)親を亡くした16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回(3,6,9,12月)一定額が支給されます。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。</p> |
| <p>(一財) 道路厚生会 ☎03-6674-1761 ※平日 9:30~12:00 13:00~17:00</p> | <p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生等に対し、修学資金援助を行っています。</p> |
| <p>日本司法支援センター (法テラス) 鳥取 ☎0503383-5495</p> <p>犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079714 (なくことないよ)</p> | <p>被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。</p> <p>また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。</p> |

※ 詳しいことは関係する機関にお問合せください。



税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障がいを負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

| 名 称 | 内 容 |
|----------|--|
| 医療費控除 | 支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの |
| 障害者控除 | 障がい者の方に、27万円（重度の障がいがある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障がい者である場合には、障がい者の方1人につき27万円が控除されるもの |
| 寡婦（寡夫）控除 | 夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの |

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。



6 警察以外の各種相談窓口

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

| 名 称 | 内 容 |
|----------------------------------|---|
| 検 察 庁 | 鳥取地方検察庁 被害者ホットライン <ul style="list-style-type: none"> ■ 電話 ☎0857-22-4177 (電話・FAX兼用) 全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口 http://www.kensatsu.go.jp/ |
| 保 護 観 察 所 | 鳥取保護観察所 <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎 ■ 電話 ☎0857-22-3519 |
| 交 通 事 故 相 談 所 | 鳥取交通事故相談所 <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 県庁第二庁舎1階 (鳥取市東町1-271) ■ 電話 ☎0857-26-7101 ■ 受付日時 平日 (木曜日を除く。) 8:30~12:00,13:00~16:00 倉吉市内での出張面接相談 <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 中部総合事務所2号館2階 (倉吉市東蔵城町2) ■ 予約方法 鳥取または米子の相談所に電話で予約 ■ 相談日時 毎月第2・4火曜日 (祝日を除く。) 9:00~12:00,13:00~16:00 米子交通事故相談所 <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 西部総合事務所本館1階 (米子市糺町1-160) ■ 電話 ☎0859-33-0091 ■ 受付日時 平日 (水曜日を除く。) 8:30~12:00,13:00~16:00 |
| (公財) 交通事故紛争 処理センター 広島支部 | 交通事故の和解の斡旋や法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ■ 電話 ☎082-249-5421 |

| 名 称 | 内 容 |
|--------------------------------------|---|
| (公財) 日弁連交通事故 相談センター 鳥取県支部 | <p>自動車事故に関する損害賠償問題の相談</p> <p>鳥取相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 鳥取市東町2-221 ■ 面接相談 (毎週金曜日) 10:00~15:00 ■ 電話 ☎0857-22-3912 <p>倉吉相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 倉吉市葵町724-15 ■ 面接相談 (隔週金曜日) 13:00~15:30 ■ 電話 ☎0858-24-0515 <p>米子相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 場所 米子市加茂町2-72-2 ■ 面接相談 (毎週金曜日) 11:00~16:00 ■ 電話 ☎0859-23-5710 |
| (一社) 日本損害保険協会 そんぽADR センター中国 | <p>損害保険全般に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ナビダイヤル ☎0570-022808 ■ 直通 ☎082-553-5201 ■ 月~金曜日 9:15~17:00 (祝日・休日・12/30~1/4を除く。) |

※ 詳しいことは関係する機関にお問合せください。

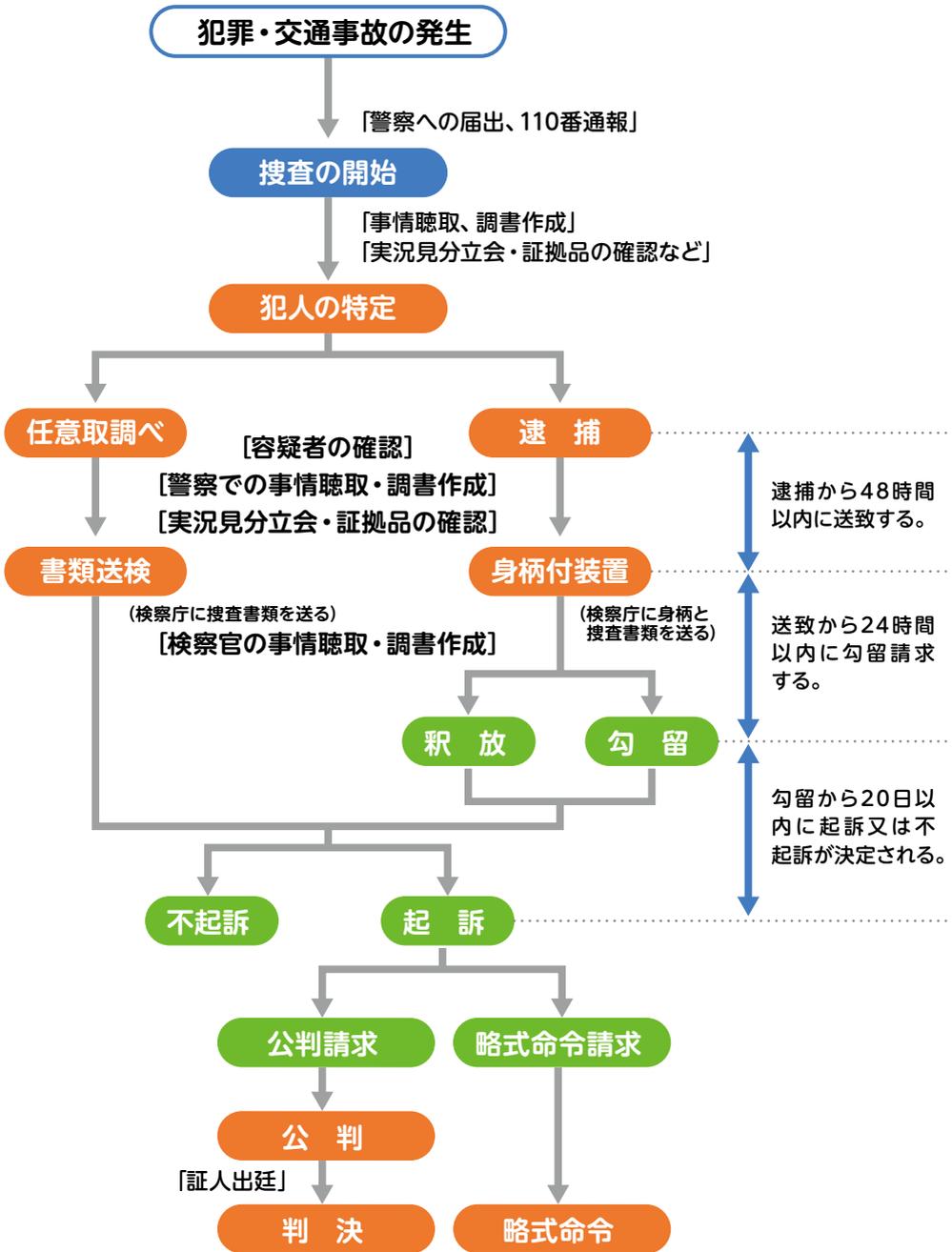


7 警察署・高速道路交通警察隊の所在地等一覧表

| 機関名 | 電話番号 | 所在地等 |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 各警察署 | | |
| 鳥取警察署 | 0857-32-0110 | 鳥取市千代水3-100 |
| 郡家警察署 | 0858-72-0110 | 八頭郡八頭町郡家120-2 |
| 智頭警察署 | 0858-75-0110 | 八頭郡智頭町大字智頭21-3 |
| 浜村警察署 | 0857-82-0110 | 鳥取市気高町北浜2-158 |
| 倉吉警察署 | 0858-26-7110 | 倉吉市清谷町1-10 |
| 琴浦大山警察署 | 0858-49-8110 | 東伯郡琴浦町大字赤碕1919-21 |
| 米子警察署 | 0859-33-0110 | 米子市上福原1266-4 |
| 境港警察署 | 0859-44-0110 | 境港市上道町1891-3 |
| 黒坂警察署 | 0859-74-0110 | 日野郡日野町下菅242-1 |
| 高速道路交通警察隊 | | |
| 鳥取分駐隊 | 0858-85-3377 (移転後、変更予定) | 鳥取市河原町渡一木350-21 ※ 平成30年中新築移転予定 (移転先) 鳥取市松原 256-4 |
| 米子分駐隊 | 0859-27-0921 | 米子市赤井手962-2 |



1 刑事手続について



2 少年事件手続について

事件発生

警察

犯人である少年が判明したら、逮捕して取り調べたり、逮捕しないまま任意で捜査したりします。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁固等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありません。少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判（成人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決めます。

保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します（逆送）。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

審判不開始

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判の必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず終了します。

担当警察官に申し出ることによって、被害を受けた方等が知ることができること

- ①少年が14歳未満の場合
 - 児童相談所へ通告を行ったこと等の身柄の措置
 - 少年の保護者の住居・氏名
 - ②少年が14歳以上の場合
 - 少年の住所・氏名（ただし、知らせることによって、少年の健全育成を害するおそれがある場合は保護者の住所・氏名）
 - 釈放したときや勾留されなかったときは、その理由
 - 事件の送り先である家庭裁判所や検察庁の名称・場所
- ※ 連絡を行うことが適当でないとする事情があり、連絡を行わない場合もあります。

裁判所に申し出ることによって、被害を受けた方等ができること

- ①事件記録の閲覧・コピー
事件の記録を見たり、コピーしたりすること。
- ②意見陳述
裁判官や家庭裁判所に対して、お気持ちや事件についての意見を述べること。
- ③審判状況の説明
審判期日で行われた手続などについて説明を受けること。
- ④審判結果の説明
少年に対する処分結果等の通知を受けること。
- ⑤審判の傍聴
審判の状況を傍聴すること。（下欄）

審判傍聴の申出ができる方 少年の故意の犯罪行為や交通事故などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じる傷害を負った場合、これらの事件の被害者等が傍聴を申し出ることができます。
※ ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

保護処分

【保護観察】

保護司等の監督のもとで少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導・援助する保護観察の処分になります。

【児童自立支援施設・児童養護施設送致】

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設（非行を犯した児童等の支援施設）、児童養護施設（保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設）に入所させ、社会復帰を促します。

【少年院送致】

少年を施設に収容し、矯正教育を与えることによって非行少年を社会生活に適應させる必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第1種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上23歳未満のもの

②第2種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがない犯罪傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの

③第3種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがある、おおむね12歳以上26歳未満のもの

不処分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

審判

逆送事件

検察庁

起訴するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

成人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。



検察庁に申し出ることによって、被害を受けた方等が知ることができること

被害を受けた方からの通知の希望に対して、検察官が適当であると判断した場合に

- 起訴したか不起訴にしたかなどの事件の処理結果
- 裁判を行う裁判所と裁判が行われる日
- 裁判の結果（裁判の主文及び裁判が確定したのか、上訴されるのか。）
- 懲役・禁固等の刑の執行終了予定時期
- 仮出獄等による釈放の事実と釈放年月日

保護処分

【死刑】

ただし、罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断する時は無期徒刑を科します。

【無期懲役・禁錮】

ただし、罪を犯した時18歳未満の者に対して無期徒刑をもって処断する時は、無期徒刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

【有期懲役・禁錮】

長期3年以上の有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

【罰金刑】



担当警察官



分からないことや心配ごと、要望があれば、遠慮なくご相談ください。
(メモとしてご使用ください。)

鳥 取 県

警 察 署
高速道路交通警察隊

課
分駐隊

係

氏名

☎

(内線

)

☎

